

平成 24 年 7 月 11 日

総務省情報流通行政局
郵政行政部貯金保険課 御中

一般社団法人全国銀行協会

「日本郵便株式会社法第 2 条第 2 項（銀行窓口業務）及び同条第 3 項（保険窓口業務）関係省令の改正案並びに簡易な貯蓄等の役務のうち国民生活に定着しているものに係る告示案」に対する意見の提出について

平成 24 年 6 月 23 日付で意見募集のあった標記の件に対する意見を別紙のとおり取りまとめ、提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

(別 紙)

「日本郵便株式会社法第2条第2項（銀行窓口業務）及び同条第3項（保険窓口業務）関係省令の改正案並びに簡易な貯蓄等の役務のうち国民生活に定着しているものに係る告示案」に対する意見

一般社団法人全国銀行協会

日本郵便株式会社法施行規則案のうち、銀行窓口業務に係る条文の第1項第1号および第2号における「簡易な貯蓄の手段」については、「簡易で少額の貯蓄の手段」に修正願いたい。

(理由)

改正後の郵政民営化法の第1条（目的）では、「民間に委ねることが可能なものはできる限りこれに委ねることが、より自由で活力ある経済社会の実現に資する」との考え方が示されており、政府関与の下で日本郵政株式会社および日本郵便株式会社により提供されるユニバーサルサービスは、必要最小限の範囲とすることが適切であると考えられる。

また、郵政民営化実施前の旧郵便貯金法では、郵便貯金制度は「簡易で確実な少額貯蓄の手段としてその経済生活の安定と福祉の増進のためにあまねく国民大衆の利用に供される制度」（第70条第2項）とされてきた。

こうした中、今般の改正案は、ユニバーサルサービスの対象となる「銀行窓口業務」の範囲を郵政民営化以前よりも拡大する内容となっていることから、少なくとも郵政民営化実施前の範囲（簡易で少額の貯蓄手段）に限定する必要がある。

以 上